

市民後見ひょうご倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、会員が市民後見ひょうご倫理規程（以下「倫理規程」という。）を遵守するための必要な事項を定めることを目的とする。

(会則等の遵守)

第2条 会員は、当法人の定款、規程及び決議等並びに関係諸法令を誠実に遵守しなければならない。

2 会員は、この規程に定めのない事項についても、倫理綱領の精神に基づき、みずから遵守すべき倫理のあることを認識し、会員としての良識において行動しなければならない。

(会員証の携帯)

第3条 会員は、活動に於いて会員証を携帯しなければならない。

(会員間の規律)

第4条 会員は、信義を重んじ、みだりに他の会員を誹謗し、又は名誉を傷つけてはならない。

(業務の受託)

第5条 会員は、法人として業務を受託するにあたり、依頼者との間における信頼関係を保持するため、報酬等を明確に定めた契約書を取り交わす等、紛議が生じないように十分に配慮しなければならない。

(活動に対する責任)

第6条 会員は、法人として受託した業務は責任をもって遂行しなければならない。

2 会員は、成年後見人としての良心にもとづいて行動しなければならない。

(活動に対する研鑽)

第7条 会員は、成年後見人として、常に研鑽に努めなければならない。

(あっせん業者との提携及び名義貸しの禁止)

第8条 会員は、業務のあっせんで業とする者、又はこれに類する者から業務のあっせんを受けてはならない。また、これらの者を利用したり、若しくはこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

附 則

1 この規程は、2020年（令和2年）8月24日の理事会で議決し施行する。